

○みなかみ町移住支援金支給要綱

令和3年3月16日

告示第50号

みなかみ町移住支援金支給要綱（令和元年告示第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、首都圏からみなかみ町への移住者に移住支援金を支給することにより、移住に係る一時的な経済負担の軽減を図り、もって首都圏からみなかみ町への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする。

（支給要件及び移住支援金の額）

第2条 みなかみ町長は、第1号から第4号までの要件を全て満たす転入者に対し、予算の範囲内において、第5号の2人以上の世帯の要件を満たす場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。この場合において、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住したときは、18歳未満の世帯員1人につき30万円を限度として町長が定める額を移住支援金に加算して支給することができる。

(1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項を全て満たすこと。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関）へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も上記ア、イの対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア みなかみ町に平成31年4月26日以降（第2条第1号ウ並びに第3号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降）に転入したこと。

イ 移住支援金の本申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

ウ みなかみ町に、移住支援金の本申請日から5年以上、継続して居住する意思を有

していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就職に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県又は他の都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて(イ)の求人を行った法人に就業し、本申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。

ウ 関係人口に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) みなかみ町内の空き家等を自らの居住の用に供するため、宅地建物取引業者による仲介によって所有者等と購入契約を締結した者

エ 起業に関する要件 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

(4) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

コ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

サ その他群馬県及び申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

(5) 世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降（第2条第1号ウ並びに第3号イ及びウの要件を適用する場合は令和3年4月1日以降）に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、本申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（令4告示45・令5告示98・一部改正）

（仮申請）

第3条 移住支援金の支給を受けたい者は、みなかみ町に転入し、かつ、地域の担い手としての役割に関する要件を満たすことになる場合には、第2条第3号ア「就職に関する要件」を満たすことになる場合は移住先の対象法人等での採用決定後、第2条第3号イ「テレワークに関する要件」又は第2条第3号ウ「関係人口に関する要件」を満たすことになる場合は転入後、第2条第3号エ「起業に関する要件」を満たすことになる場合は地方創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けた後に、次に掲げる書類をみなかみ町長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 移住支援金支給申請書（様式第1号）

(3) 移住元の住民票の除票の写し（世帯向けの金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

(4) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）（前条第1号で東京23区への

通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。)

- (5) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)及び個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)(前条第1号で東京23区への通勤の要件を満たすことにより移住支援金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (6) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(前条第1号ウの要件を満たす場合に限る。)
- (7) 移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)(前条第3号アの要件を満たす場合に限る。)
- (8) 所属先企業等の就業証明書(就業の継続及び移住が自己の意思であることを確認できる書類)(様式第3号)(前条第3号イの要件を満たす場合に限る。)
- (9) 市町村が定める関係人口であることの証明書(様式第4号)(前条第3号ウの要件を満たす場合に限る。)
- (10) 起業支援金の交付決定通知書(前条第3号エの要件を満たす場合に限る。)

2 みなかみ町長は、前項の書類の提出を受けた後、内容を速やかに審査し、次条に定める申請時期以外の要件具備の有無につき、様式第5号により申請者に通知するものとする。

(本申請)

第4条 前条の仮申請を行った者は、転入から3ヶ月以上1年以内(第2条第3号アの要件を満たす者については、就業からも3ヶ月経過後)に次に掲げる書類をみなかみ町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 移住支援金支給申請書(様式第6号)
- (3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (4) 移住先の就業先の就業証明書(様式第7号)(第2条第3号アの要件を満たす場合に限る。)
- (5) 所属先企業等の就業証明書(様式第8号)(第2条第3号イの要件を満たす場合に限る。)

(支給決定及び支給方法)

第5条 みなかみ町長は、前条の申請が第2条第1号から4号まで(2人以上の世帯向けの申請を受ける場合にあつては、第2条第5号の要件も含む。)の要件を満たしていると認めるときは、支給決定通知書(様式第9号)を交付し、速やかに、移住支援金の全額を一括で支給するものとする。

(支援金の返還)

第6条 みなかみ町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、当該各号に掲げる要件に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、知事と協議の上、みなかみ町長が認めた場合には、この限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満にみなかみ町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
(第2条第3号アの要件を満たすことにより移住支援金を受給した場合に限る。)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内にみなかみ町から転出した場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の支給に関し必要な事項は、みなかみ町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日告示第45号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年5月15日告示第98号)

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月12日告示第113号)

この告示は、令和5年6月12日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

移住支援金支給申請書（仮申請用）

みなかみ町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の支給を仮申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
転入年月日	西暦 年 月 日	就業年月日	西暦 年 月 日

※転入年月日及び就業年月日から3か月が経過した時点で、別途（本）申請書を提出してください。

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	関係人口	起業

3 転出元の住所

住所	〒
----	---

4 東京23区への在勤履歴（5年以上の在勤履歴を記載）※東京23区の在勤者に該当する場合のみ

期間	就業先	就業地

※東京23区での在勤履歴は、住民票を移す3か月前の時点まで続いている必要があります。また、移住直前に東京23区以外での在勤履歴がある場合、移住支援金の交付対象となりません。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者
印

就業証明書（移住支援金の仮申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

※みなかみ町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みなかみ町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の仮申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務先住所 （移住前）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

※みなかみ町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みなかみ町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

移住支援金の関係人口要件に係る認定申請書（仮申請用）

みなかみ町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の関係人口要件に係る認定を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の種別（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	<input type="checkbox"/>	単身	<input type="checkbox"/>	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
-------	--------------------------	----	--------------------------	----	--------------------------------	---

3 関係人口の該当要件及び添付書類（該当する欄に○を付けてください）※

（1）選択要件（○がつかない場合は対象外となります）

チェック欄	該当要件	チェック欄	該当要件
<input type="checkbox"/>	町内に住宅を取得したこと	<input type="checkbox"/>	住宅購入に係る契約書の写し
<input type="checkbox"/>	町内で起業したこと	<input type="checkbox"/>	開業届等の写し

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第5号(第3条関係)

年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町移住支援金事業に係る移住支援金仮申請書の審査結果について

年 月 日にあなたから提出のあった標記につき、みなかみ町移住支援金支給要綱第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を通知します。

記

1 移住支援金の申請要件を満たすことになります

みなかみ町移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、年 月 日(みなかみ町)への転入日または就業日【就業の要件で申請した場合のみ】のいずれか遅い方から3ヶ月が経過する日)から年 月 日(転入日から1年を超えない日)の間に、(1)～(4)の書類を提出し、申請を行ってください。

(1) 写真付き身分証明書

(2) 申請書(様式7-一本申請用)

(3) 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)

(4) 移住先の就業先の就業証明書(様式8-一本申請用)(就業の要件で申請した場合のみ)

2 移住支援金の申請要件を満たしていません

(理由)

(1又は2のいずれか該当する方に○)

管理コード

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

移住支援金支給申請書（本申請用）

みなかみ町移住支援金支給要綱に基づき、移住支援金の支給を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）		人
移住支援金の種類		就業		テレワーク	関係人口	起業	

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「移住支援金の支給申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「群馬県移住支援金事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、みなかみ町に居住し、かつ、地域の担い手となる意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（一般の就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） みなかみ町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第6号別紙1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 みなかみ町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、みなかみ町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、みなかみ町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満にみなかみ町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額
 - (4) 移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内にみなかみ町以外の市区町村に転出した場合：半額

様式第 6 号別紙 2

みなかみ町移住支援金事業に係る個人情報の取扱い

みなかみ町は、群馬県移住支援金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、みなかみ町は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する移住支援金事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第7号（第4条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者
印

就業証明書（移住支援金の本申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に3ヶ月以上継続勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	

※みなかみ町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みなかみ町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第8号（第4条関係）

年 月 日

みなかみ町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書（移住支援金の本申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務状況	最上段に記載された勤務者は、証明日時点で当社に継続勤務していることに相違ありません。
応募受付年月日	

※みなかみ町移住支援金事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、みなかみ町の求めに応じて、同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

管理コード（みなかみ町使用欄）	
-----------------	--

様式第9号（第5条関係）

年 月 日

様

みなかみ町長

みなかみ町移住支援金事業に係る移住支援金の支給決定通知書

みなかみ町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を支給することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 みなかみ町は、みなかみ町移住支援金支給要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満にみなかみ町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職（一般又は専門人材として就業した職）を辞した場合：全額
 - ・移住支援金の要件を満たす起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内にみなかみ町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 みなかみ町は、みなかみ町移住支援金支給要綱の規定に基づき、みなかみ町移住支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第3条関係)

様式第6号 (第4条関係)

(令5告示113・一部改正)

様式第7号 (第4条関係)

様式第8号 (第4条関係)

様式第9号 (第5条関係)